深谷市パートナーシップ宣誓制度

令和4年3月23日スタート

深谷市では、「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」の理念に基づき、性的指向及び性自認に係る性的少数者の人権が尊重され、多様な生き方を選択でき、自分らしく暮らせる社会の実現を目指して、「深谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

パートナーシップ宣誓制度とは

双方又は一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である２人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係であることを市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度です。婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務は生じませんが、２人に精神的な安心感を与え、日常生活における生きづらさの軽減を願うとともに、社会的に性の多様性への理解が深まることを目指すものです。

宣誓することができる方

① 成年であること
② 深谷市内に住所を有している又は転入を予定していること
③ 配偶者（事実婚を含む）及びほかにパートナーシップにある者がいないこと
④ 宣誓する者同士が近親者でないこと（養子縁組を除く）

事業者等のみなさまへ

従業員、顧客及び患者の方等への対応において、宣誓者が配偶者や親族と同様の取扱いが受けられるよう、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。また宣誓者がパートナーシップ宣誓証明カード等を提示した際に知り得た情報などについて、本人の意に反して他人に伝えることのないよう、対応についてご配慮をお願いいたします。

パートナーシップ宣誓証明カード見本

表

パートナーシップ宣誓証明カード

本人　　様
年　月　日生

パートナー　　様
年　月　日生

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

年　月　日　第　号
深谷市長　　印

裏

この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お２人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力しあう関係であると宣誓されたことを深谷市として証するものです。

この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

この制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いします。

戸籍上の氏名（通称使用の場合）

本人　　様
年　月　日生

パートナー　　様
年　月　日生

予約・相談・問い合わせ先　深谷市人権政策課
住所　〒366-8501　深谷市仲町１１－１
電話　０４８－５７４－６６４３（直通）
メール jinken@city.fukaya.saitama.jp

深谷市　パートナーシップ宣誓制度　検索